

6. 5. 27  
280

- 一 雇所ヲ改善スルコト
- 一 罷退用具即時改善スヘキコト
- 一 争議中、金料ハ全部支給スヘキコト
- 一 争議費用本部ニ一任
- 一 本向題ニ関シ他社ニ犠牲ヲ出サヌコト
- 一 外食ヲ認ナルコト
- 一 本社ヨリ給料振込料集金歩合等ハ店ノ収入ヲ公開シテ本部ニ一任スヘキコト

但シ在員一名主任及本部負立會、上ニテ是ヲ定メ給料ノ高低ハ主任ノ裁量ニ依ル  
尚利益金ハ振込料集金歩合ニ充ツ但シ(利益金五十名迄ハ店ニ積立置キ)利益金ハ手取一切及ヒ臨時振込料ニ充テスヘキコト

以上

労働第一一九九

昭和六年五月二十二日

警視總監 高橋守雄

労働大臣 安達謙藏  
社会局長 官殿  
各廳府縣長官殿 (公廳府縣)

發生五、二〇解決負荷  
使用労働者 七  
争議参加者 二  
関係労働組合 全 協

讀賣新聞深川出張所配達次第労働争議一因スル件  
「日本出版」 (第一報) 發生

要旨

- (一) 罷退大六名中大塚外一名は五月二十日東京官署に出シ所在不明トナル
- (二) 主任及本部負立會ハ推選シ首謀者ヲ解雇ノ意向ナリ
- (三) 労働第一日本出版報載労働争議ト記スルニ付注意中

記